

中国運輸局公示第39号

公 示

道路運送法施行規則第55条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請について、別紙のとおり公示する。

なお、公示事案について意見の聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に同規則第57条により意見の聴取の申請書を、岡山運輸支局長を経由して中国運輸局長あて提出されたい。

令和8年9月15日

中国運輸局長 上田 大輔

事 案 の 公 示

令和 8 年 9 月 1 5 日
中 国 運 輸 局

事案の種類：一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー）の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請年月日	申請者の氏名又は名称	適 用 地 域	申請の概要
8－4	令和 8 年 7 月 17 日	岡山交通株式会社	岡山県 (道路運送法施行規則第 4 条第 8 項第 3 号に規定するハイヤーのうち、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程第 3 条第 2 項に規定された運送に限る)	時間制運賃 特 別 車 30分ごとに 5,000円 大 型 車 30分ごとに 4,400円 中 型 車 30分ごとに 3,500円